

令和3年12月8日

新型コロナウイルス感染症対策について

12月10日（金）より、（公財）恵那市体育連盟が管理する施設の感染症対策に伴う利用制限等を一部軽減しますので、お知らせします。

- ① スポーツ全般での利用定員は、別紙「スポーツ施設利用の定員」以内とする。

- ② 健康体力センター（トレーニングジム）の利用については、これまでの3部制及び予約制を廃止し、9時～21時30分（日・祝日は9時～17時）まで利用可能時間とする。

ただし、1人1日1回120分までの利用とする。

また、同時利用定員を30名とし、30名を超えた場合は、お待ちいただきます。

- ③ 施設利用後の30分間の消毒・清掃作業を廃止し、利用時間内に施設の消毒・清掃作業を行っていただきます。

・今後の状況により、改めて見直しを行う場合があります。

・詳細や不明な点については、（公財）恵那市体育連盟事務局へお問い合わせください。

（TEL：0573-25-6478）